

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

とよた科学体験館（以下「当館」という。）において、別添「令和8年度とよた科学体験館プラネタリウム夏投映開始番組配給及び装填業務要項」に挙げる業務内容を実施するにあたり、豊田市の科学教育を担う中心施設として、幼児から高齢者までの多様な市民が気軽に天文に触れられる機会を拡充し、どなたでも天文に興味を抱ける番組を投映するため、より優れた番組を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度とよた科学体験館プラネタリウム夏投映開始番組配給及び装填業務

(2) 業務内容

別添「令和8年度とよた科学体験館プラネタリウム夏投映開始番組配給及び装填業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年7月31日（土）まで

(4) 業務場所

とよた科学体験館

(4) 提案上限額

金5,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市入札参加資格（物品等）を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、豊田市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号）
- (6) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。
日本プラネタリウム協議会（JPA）の会員で、光学式及びデジタル式プラネタリウムによる番組配給実績を有する事業者であり、過去2年間に国（独立行政法人及び公社を含

む。)又は地方公共団体が運営(指定管理を含む)する施設に番組配給の実績を有する者。

4 選考日程

令和8年

4月 1日(水)	プロポーザル公告
4月15日(水)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
4月19日(日)	参加表明書の受付完了メールの送付
4月22日(水)	質問の回答期限
4月29日(水)	プラネタリウム番組提案書提出期限
5月中旬	プラネタリウム投映番組選定会議による業者の決定
5月下旬～6月上旬	選考結果の通知
6月下旬	契約締結

5 現地確認

- ・現地確認は、下記プラネタリウム番組提案書提出期限まで随時可能。
- ・ただし、事前に電話連絡し、日時を調整すること。
- ・質問や現地確認の有無に関わらず必要資料を期限までに提出すれば、選考の対象となる。

6 参加手続

(1) 提出書類

プロポーザル参加表明書(様式1)

提出期限 令和8年4月15日(水)午後5時まで【必着】

質問票(様式2)

提出期限 令和8年4月22日(水)午後5時まで【必着】

プラネタリウム番組提案書及び必要な添付資料(様式3)

提出期限 令和8年4月29日(水)午後5時まで【必着】

※詳細は、「令和8年度とよた科学体験館プラネタリウム夏投映開始番組配給及び装填業務要項」による。

(2) 提出方法

①プロポーザル参加表明書(様式1)及び質問票(様式2)

下記提出先の電子メールアドレスへの提出。発送の連絡を電話で必ず行うこと。

②プラネタリウム番組提案書(様式3)

下記提出先へ持参又は郵送。持参による提出の受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、発送の連絡を電話で必ず行うこと。

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒471-0034

愛知県豊田市小坂本町1-25

とよた科学体験館(豊田産業文化センター内)

電話 0565-37-3007

FAX 0565-37-3012

電子メールアドレス hands-on@city.toyota.aichi.jp

7 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書を提出した後、何らかの理由において辞退をする場合は、辞退届（様式4）を提出するものとする。この提出により、今後の業務において不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 提出されたプラネタリウム番組提案書は返却しない。
- (4) 次に該当する提案は、無効とする。
 - ア 本公告に示した参加資格要件を有しない者の提案
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 見積金額が上限を超える提案
 - オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (5) 契約の締結については、本プロポーザルにより特定された参加者を令和8年度夏投映開始番組の本契約見積徴収の相手方とし、とよた科学体験館指定管理者公益財団法人豊田市文化振興財団契約規則第16条第2号により随意契約を締結する。
- (6) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、とよた科学体験館指定管理者公益財団法人豊田市文化振興財団が定める。
- (7) その他本要領に定めのないことについては、別添、「令和8年度とよた科学体験館プラネタリウム夏投映開始番組制作及び装填業務要項」のとおりとする。